

広島県告示第一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。

令和七年一月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行った者の名称

三次市

二 調査を行った期間

平成二十七年七月から令和元年十月まで

三 成果の名称

三次市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

下志和地町の一部（千人坊ほか）

五 認証年月日

令和六年十二月二十日